

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	佐伯4区 54号線	佐伯区海老園三丁目 1006番地2地先から 佐伯区海老園三丁目 1006番地3地先まで	平成15年 3月6日

広島市告示（佐伯区）第25号

平成15年3月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第26号

平成15年3月17日

次の普通河川（水路）の公用を廃止します。

その関係図面は、平成15年3月17日から同年3月31日まで、広島市佐伯区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

区分	所在地	起 点
		終 点
普通河川 （水路）	広島市佐伯区美の里一丁目	801番2地先から
		801番2地先まで

広島市告示（佐伯区）第27号

平成15年3月17日

次の普通河川（水路）の公用を廃止します。

その関係図面は、平成15年3月17日から同年3月31日まで、広島市佐伯区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

区分	所在地	起 点
		終 点
普通河川 （水路）	広島市佐伯区美の里一丁目	803番4地先から
		803番4地先まで

広島市告示（佐伯区）第28号

平成15年3月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第29号

平成15年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第30号

平成15年3月24日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駅駐輪場内に長期間駐車されていた下記自転車等については、平成15年3月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（佐伯区）第31号

平成15年3月31日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一定の複数建築物に対する特例を下記の一団地について認定を取消しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

記

1 一団地の区域

広島市佐伯区海老園四丁目1051-3

2 認定取消番号

第1号

3 認定取消年月日

平成15年3月31日

4 既認定番号

第 5 9 号

5 既認定年月日

昭和 4 3 年 7 月 1 5 日

区 告 示

広島市中区告示第 2 号

平成 1 5 年 3 月 3 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、広島市中区内に所在する土地及び家屋に関する平成 1 5 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市中区長 仲 田 昌 二

- 1 縦覧期間
平成 1 5 年 4 月 1 日（火）から同月 3 0 日（水）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- 2 縦覧時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとします。
- 3 縦覧場所
中区役所（中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号）
- 4 縦覧できる人
- (1) 土地価格等縦覧帳簿
区内において固定資産税が課税されている土地を有する人
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿
区内において固定資産税が課税されている家屋を有する人
なお、上記の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市中区告示第 3 号

平成 1 5 年 3 月 2 6 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により職権で処理をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市中区長 仲 田 昌 二

記

住民票の住所	中区吉島東一丁目 1 番 1 8 号 (ウィズ広島)		
職権処理の内容	消除		
氏 名	稲葉 正	太田 明治	越智 光雄
	嘉数 憲和	竹内 弘	中谷内 士郎
	平川 幸一	廣瀬 達也	光本 俊
	村上 博也	元石 健一	

広島市東区告示第 4 号

平成 1 5 年 3 月 3 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、広島市東区内に所在する土地及び家屋に関する平成 1 5 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市東区長 山 口 富 久

- 1 縦覧期間
平成 1 5 年 4 月 1 日（火）から同月 3 0 日（水）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- 2 縦覧時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとします。
- 3 縦覧場所
東区役所（東区東蟹屋町 9 番 3 8 号）
温品出張所（東区温品五丁目 1 番 1 8 号）
なお、出張所においては、当該出張所管内に所在する土地又は家屋以外は縦覧できません。
- 4 縦覧できる人
- (1) 土地価格等縦覧帳簿
区内において固定資産税が課税されている土地を有する人
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿
区内において固定資産税が課税されている家屋を有する人
なお、上記の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市南区告示第 3 号

平成 1 5 年 3 月 3 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により職権で処理をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市南区長

永 田 肇

氏 名	住 民 票 の 住 所	職権処理 の 内 容
西崎 和男	広島市南区字品御幸五丁目 1 1 番 1 6 号（昭和荘 1 0 2）	職権消除
山崎 真一	広島市南区小磯町 2 番 6 0 号 （マツダ第二小磯寮）	職権消除
松田 正美	広島市南方向洋大原町 1 2 番 2 号 （マツダ大原寮）	職権消除
北島 定文	広島市南方向洋大原町 1 2 番 2 号	職権消除

広島市南区告示第 3 号の 2

平成15年3月3日

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、広島市南区内に所在する土地及び家屋に関する平成15年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市南区長
永田 肇

- 1 縦覧期間
- 平成15年4月1日（火）から同月30日（水）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- 2 縦覧時間
- 午前8時30分から午後5時までとします。
- 3 縦覧場所
- 南区役所（南区皆実町一丁目5番44号）
- 4 縦覧できる人
- (1) 土地価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている土地を有する人

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている家屋を有する人

なお、上記の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市南区告示第4号
平成15年3月17日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長
永田 肇

氏 名	住 民 票 の 住 所	職権処理 の 内 容
嶋本 藤子	広島市南区宇品西二丁目13番 17号	職権消除
渡邊 弘美	広島市南区翠一丁目11番 6-303号（メープルリーフ）	職権消除
元川 忠男	広島市南区翠五丁目18番 22-203号	職権消除
坂本 丈治	広島市南区宇品御幸四丁目3番 2-103号	職権消除
大久保 誠	広島市南区段原四丁目1番 15-401号	職権消除
星川 敏明	広島市南区荒神町2番7-9号	職権消除

薦原 博	広島市南区向洋大原町12番2号 （マツダ大原寮）	職権消除
児玉 正則	広島市南区宇品海岸一丁目10番 20-403号	職権消除

広島市西区告示第1号
平成15年3月3日

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、広島市西区内に所在する土地及び家屋に関する平成15年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市西区長 林 原 伸 昌

- 1 縦覧期間
- 平成15年4月1日（火）から同月30日（水）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- 2 縦覧時間
- 午前8時30分から午後5時までとします。
- 3 縦覧場所
- 西区役所（西区福島町二丁目2番1号）
- 4 縦覧できる人
- (1) 土地価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている土地を有する人

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている家屋を有する人

なお、上記の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市安佐南区告示第1号
平成15年3月3日

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、広島市安佐南区内に所在する土地及び家屋に関する平成15年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区長 小 野 邦 則

- 1 縦覧期間
- 平成15年4月1日（火）から同月30日（水）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- 2 縦覧時間
- 午前8時30分から午後5時までとします。
- 3 縦覧場所
- 安佐南区役所（安佐南区古市一丁目33番14号）
佐 東 出 張 所（安佐南区緑井六丁目29番28号）
祇 園 出 張 所（安佐南区祇園二丁目48番7号）
沼 田 出 張 所（安佐南区沼田町大字件6301番地の1）
- なお、出張所においては、当該出張所管内に所在する土地又

は家屋以外は縦覧できません。

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている土地を有する人

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている家屋を有する人

なお、上記の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市安佐北区告示第 1 号

平成 1 5 年 3 月 3 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、広島市安佐北区内に所在する土地及び家屋に関する平成 1 5 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区長 時 安 賢

1 縦覧期間

平成 1 5 年 4 月 1 日（火）から同月 3 0 日（水）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとします。

3 縦覧場所

安佐北区役所（安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号）

白 木 出 張 所（安佐北区白木町大字秋山 2 3 9 1 番地の 4）

高 陽 出 張 所（安佐北区深川五丁目 1 3 番 7 号）

安 佐 出 張 所（安佐北区安佐町大字飯室 3 0 5 2 番地の 1）

なお、出張所においては、当該出張所管内に所在する土地又は家屋以外は縦覧できません。

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている土地を有する人

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている家屋を有する人

なお、上記の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市安芸区告示第 2 号

平成 1 5 年 3 月 3 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、広島市安芸区内に所在する土地及び家屋に関する平成 1 5 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区長 島 本 登 夫

1 縦覧期間

平成 1 5 年 4 月 1 日（火）から同月 3 0 日（水）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとします。

3 縦覧場所

安芸区役所（安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号）

中野出張所（安芸区中野三丁目 2 0 番 9 号）

阿戸出張所（安芸区阿戸町 6 2 5 7 番地の 2）

矢野出張所（安芸区矢野東五丁目 7 番 1 8 号）

なお、出張所においては、当該出張所管内に所在する土地又は家屋以外は縦覧できません。

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている土地を有する人

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている家屋を有する人

なお、上記の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市佐伯区告示第 1 号

平成 1 5 年 3 月 3 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、広島市佐伯区内に所在する土地及び家屋に関する平成 1 5 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区長 石 原 道 雄

1 縦覧期間

平成 1 5 年 4 月 1 日（火）から同月 3 0 日（水）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとします。

3 縦覧場所

佐伯区役所（佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号）

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている土地を有する人

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

区内において固定資産税が課税されている家屋を有する人

なお、上記の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市佐伯区告示第 2 号

平成 1 5 年 3 月 1 2 日

自動車臨時運行に関する取扱規則第 2 条第 5 項の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市佐伯区長 石 原 道 雄

自動車臨時運行許可番号標 広島 2 1 - 7 4

公 告

公 告

平成15年3月17日

下記の者を表彰したので、広島市表彰条例第7条に基づき公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

援護事業功労者

氏 名	住 所	功 績 概 要
伊 勢 千 枝 子	中 区	財団法人広島市遺族会の役員として本市援護事業の進展に寄与した。
小田切 富美子	南 区	財団法人広島市遺族会の役員として本市援護事業の進展に寄与した。
栗 栖 徳 好	佐伯区	広島市傷痍軍人連合会の役員として本市援護行政の進展に寄与した。
伊 達 ヒサヨ	中 区	財団法人広島市遺族会の役員として本市援護行政の進展に寄与した。

~~~~~

公 告

平成15年3月18日

防災センター要員講習（本講習・再講習）の実施に関する件

平成6年11月28日消防庁告示第10号及び平成9年6月6日消防庁告示第7号に基づく防災センター要員に対する本講習及び再講習を次のとおり実施します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 講習実施機関

財団法人広島市防災センター

2 本講習講習日

| 講 習 日   |       | 講 習 日    |        | 講 習 日    |        |
|---------|-------|----------|--------|----------|--------|
| 1 日 目   | 2 日 目 | 1 日 目    | 2 日 目  | 1 日 目    | 2 日 目  |
| 1 4月24日 | 4月25日 | 5 8月7日   | 8月8日   | 8 12月11日 | 12月12日 |
| 2 5月22日 | 5月23日 | 6 10月16日 | 10月17日 | 9 1月29日  | 1月30日  |
| 3 6月12日 | 6月13日 | 7 11月10日 | 11月11日 | 10 3月4日  | 3月5日   |
| 4 7月3日  | 7月4日  |          |        |          |        |

3 再講習講習日

| 講 習 日 |           | 講 習 日 |             | 講 習 日 |           |
|-------|-----------|-------|-------------|-------|-----------|
| 1     | 5 月 7 日   | 5     | 1 0 月 2 2 日 | 8     | 1 月 2 1 日 |
| 2     | 6 月 2 5 日 | 6     | 1 1 月 2 6 日 | 9     | 2 月 2 5 日 |
| 3     | 7 月 1 6 日 | 7     | 1 2 月 1 7 日 | 10    | 3 月 1 7 日 |
| 4     | 9 月 1 7 日 |       |             |       |           |

4 講習時間、場所等

| 講 習 区 分 | 受付時間                 | 講習時間                 | 講 習 場 所                                           |
|---------|----------------------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 本講習     | 午前9時30分から<br>(2日間とも) | 午前10時から<br>午後5時00分まで | (所在地)<br>広島市安佐北区倉掛二丁目33番1号<br>(名称)<br>広島市総合防災センター |
| 再講習     | 午前8時40分から            | 午前9時から<br>午後5時00分まで  | 同 上                                               |

5 受講定員

本講習及び再講習とも、1講習会あたり25名

6 受講修了証明

(1) 本講習の課程を修了した者には、受講修了証を交付する。

(2) 再講習の課程を修了した者には、本講習の受講修了証と引替えに、新たに受講修了証を交付する。

ただし、財団法人広島市防災センターでの本講習受講修了者には、受講修了証の裏面に受講経過を記載するものとする。

(3) 受講修了証は、財団法人広島市防災センターが発行する。

7 受講申請及び受講要領

(1) 受講希望者は、各消防署で受講希望日を調整後、受講申込往復はがきに必要事項を記入し受講申請する。

(2) 広島市消防局予防課において受講者名簿を作成し、受講日の決定を受講希望者に返信用はがきで知らせる。

(3) 広島市消防局予防課は、受講者25名に達した時点で受講申請を締め切る。

(4) 受講日の決定通知後、「受講票」に必要事項を記入、本講習にあっては、写真1枚を貼付し、受講当日に受講料30,000円(消費税込み)及び写真1枚を添付し、受付に提出する。

再講習にあっては、本講習の受講修了証と受講料20,000円(消費税込み)を受付に提出する。なお、財団法人広島市防災センター以外の実施機関で本講習を受講した者は、写真1枚を添付する。

※【問い合わせ先】

広島市消防局予防課及び各消防署予防課

| 局・署             | 住 所                            | 電 話 番 号       |
|-----------------|--------------------------------|---------------|
| 広島市消防局<br>予 防 課 | 広島市中区大手町五丁目<br>2 0 番 1 2 号     | (082)546-3476 |
| 広島市中消防署         | 広島市中区大手町五丁目<br>2 0 番 1 2 号     | (082)546-3511 |
| 広島市東消防署         | 広島市東区光町二丁目<br>1 2 番 6 号        | (082)263-8401 |
| 広島市南消防署         | 広島市南区的場町二丁目<br>5 番 1 4 号       | (082)261-5181 |
| 広島市西消防署         | 広島市西区都町 4 3 番<br>1 0 号         | (082)232-0381 |
| 広島市安佐南<br>消 防 署 | 広島市安佐南区緑井一丁<br>目 1 0 番 3 号     | (082)877-4101 |
| 広島市安佐北<br>消 防 署 | 広島市安佐北区可部南四<br>丁目 2 6 番 1 3 号  | (082)814-4795 |
| 広島市佐伯<br>消 防 署  | 広島市佐伯区五日市中央<br>七丁目 2 5 番 1 8 号 | (082)921-2235 |

公 告

平成 1 5 年 3 月 2 8 日

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地  
区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和  
2 9 年法律第 1 1 9 号）第 5 5 条第 1 3 項において準用する同条  
第 9 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 土地区画整理事業の名称  
広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地  
区画整理事業
- 2 施行者の名称  
広島市
- 3 事務所の所在地  
広島市南区霞一丁目 5 番 8 号
- 4 事業計画の決定の年月日  
昭和 4 8 年 3 月 3 1 日
- 5 事業計画の変更の年月日  
平成 1 5 年 3 月 2 8 日
- 6 事業の施行期間  
昭和 4 8 年 3 月 3 1 日から平成 1 6 年 3 月 3 1 日まで（清算  
期間 5 か年を除く。）
- 7 施行地区  
広島市南区の松川町、段原一丁目、段原二丁目、段原三丁  
目、段原四丁目、段原南一丁目、段原南二丁目、出汐一丁目、  
比治山本町及び比治山公園の各一部

公 告

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

防災教育担当者資格講習会の実施に関する件  
昭和 5 8 年 1 2 月 2 日消防予第 2 2 7 号消防庁次長通知及び昭  
和 5 8 年 1 2 月 2 日消防予第 2 2 8 号消防庁予防救急課長通知に  
基づく防災教育担当者資格講習会を次のとおり実施します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 講習実施機関  
広島県消防長会
- 2 講習日  
7 月 2 2 日（火）・7 月 2 3 日（水）
- 3 講習時間、場所等

| 受付時間                          | 講習時間                                   | 講 習 場 所                                                    |
|-------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 午前 8 時 30 分<br>から<br>（2 日間とも） | 午前 9 時 00 分<br>から<br>午後 5 時 00 分<br>まで | （所在地）<br>広島市安佐北区倉掛二丁目<br>3 3 番 1 号<br>（名 称）<br>広島市総合防災センター |

- 4 受講定員  
1 1 0 名
- 5 受講修了証明  
（1）講習会の課程を修了した者には、受講修了証を交付する。  
（2）受講修了証は、広島県消防長会会長が発行する。
- 6 受講申請及び受講要領  
（1）受講希望者は、消防局及び各消防署で、受講申請書に必要  
事項を記入し、写真 2 枚添付し、受講申請する。  
（2）広島県消防長会事務局（以下「事務局」という。）において  
受講者名簿を作成する。  
（3）事務局は、受講者 1 1 0 名程度に達した時点で受講申請を  
締め切る。  
（4）受講者は、受講当日に受講料 9 , 6 0 0 円（消費税込）を  
受付に提出する。

※【問い合わせ先】

広島市消防局予防課及び各消防署予防課

| 局・署             | 住 所                        | 電 話 番 号       |
|-----------------|----------------------------|---------------|
| 広島市消防局<br>予 防 課 | 広島市中区大手町五丁目<br>2 0 番 1 2 号 | (082)546-3476 |
| 広島市中消防署         | 広島市中区大手町五丁目<br>2 0 番 1 2 号 | (082)546-3511 |
| 広島市東消防署         | 広島市東区光町二丁目<br>1 2 番 6 号    | (082)263-8401 |
| 広島市南消防署         | 広島市南区的場町二丁目<br>5 番 1 4 号   | (082)261-5181 |